

農林土木工事〔農地〕におけるICT活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者が「ICT活用工事」を希望し、受発注者協議（別紙1）により、発注者が協議内容を承諾する場合に、3次元データを活用するICT活用工事を実施することができる。

なお、ICT活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。

（定義）

第1条 ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスの全て又は一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。

- （1）3次元起工測量
- （2）3次元設計データ作成
- （3）ICT建設機械による施工
- （4）3次元出来形管理等の施工管理
- （5）3次元データの納品

（ICT施工技術の具体的内容）

第2条 ICT活用工事は、ICTを活用して以下の施工を実施する。

- （1）3次元起工測量

受注者は、情報化施工技術の活用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に定める3次元計測技術を用いて、3次元座標を取得し、計測データを作成する。

なお、発注者が提供する航空レーザ測量等の3次元計測データを活用することで計測を行わない場合においても、そのデータを活用して(2)以降の施工を実施することで、起工測量を実施したものと同等とみなす。

- （2）3次元設計データ作成

受注者は、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うために、（1）で取得した計測データと設計図書を用いて3次元設計データを作成する。

なお、この3次元設計データと起工測量計測データを用いて数量算出を行う場合は、土工に関する横断面図の作成は不要とする。

- （3）ICT建設機械による施工

受注者は、（2）で作成した3次元設計データを用い、ガイドラインに定めるICT建設機械及び技術の中から、作業内容に応じてICT建設機械を選択して施工する。

なお、床掘工については、土工の関連工種として同時に実施する場合に限り適用するものとし、単独での計上は行わない。

- （4）3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、（3）による工事の施工管理において、ガイドラインに定める面管理技術または施工履歴データを用いて出来形管理を行うものとする。

- （5）3次元データの納品

受注者は、ガイドラインに基づき作成した3次元データ等の電子成果品を工事完成図

書として提出するものとする。

（ICT活用工事に関する経費）

第3条 ICT活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき費用を計上する。

2 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する費用はガイドラインに基づき算定する。このうち、起工測量の面積は、受発注者協議により決定した計測範囲に対して計上するものとする。

3 掘削工のICT建設機械による施工は、施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

また、受注者は、ICT施工に用いた建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。

なお、資料の提出が無い等稼働実績が確認できない場合は、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として取り扱うものとする。

4 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、受発注者協議時に、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品費、外注経費等に関する見積書を提出することとする。

なお、見積書の提出がない場合は、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品費、外注経費等の積算計上を行わない。

（用語の定義）

第4条 ICT活用工事において、図面とは、設計図、3次元地形データ、3次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（工事成績）

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の「施工」及び、「法令順守等」の「各種取組による加点」において加点することができる。

（監督・検査）

第6条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国又は県が定めた表1に示すICT活用施工技術に関する基準により行うものとする。

表1 ICT活用施工技術に関する基準

段階	名 称
全般	農林土木工事〔農地〕におけるICT活用工事試行要領
	情報化施工技術の活用ガイドライン〔農林水産省農村振興局〕
積算 施工	土地改良工事積算基準〔農林水産省農村振興局〕
	土地改良工事数量算出要領（案）〔農林水産省農村振興局〕
	農林土木工事施工管理基準〔静岡県交通基盤部〕
	農林土木工事共通仕様書〔静岡県交通基盤部〕
検査	静岡県建設工事成績評定要領
	静岡県建設工事成績評定要領の運用

[illegible]

工 事 番 号		指示・承諾・協議・提出・報告書
建設工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事	請負代金額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
建設工事箇所	市 町 村 〇〇 〇〇 〇〇 郡 村 林 地先	着手 年月日 令和〇年〇月〇日 完成 令和〇年〇月〇日
下記のように指示、承諾、協議 提出、報告する。 願いたい。 令和 〇年〇月〇 日 契約担当者 監 督 員 受 注 者 現場代理人 〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇 受注者発議の場合は第18条第4項		
1 静岡県建設工事請負契約約款第18条第4項により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう協議する。 1) 設計変更内容 「土木工事（農地）におけるICT活用工事に関する特記仕様書」に基づき、I C T活用工事を実施する。 2) I C T活用工事の対象範囲 道路土工における掘削工〇〇〇〇m³（別添図面参照） 3) I C T活用工事の実施内容 (1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) 3次元MCブルドーザによる施工 (4) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 (5) 3次元データの納品 2 本設計に係る変更概算金額については、以下のとおり協議する。 1) 直接工事費 2) システム初期費 3) 起工測量費 4) 3次元設計データ作成費 5) 3次元出来形管理・3次元データ納品、外注経費等 約〇〇千円増 約〇〇千円増 約〇〇千円増 約〇〇千円増 約〇〇千円増 上記1のとおり施工するよう指示する。 なお、本指示内容は設計変更の対象とする。 1) 請負金額：約〇〇千円増（累計で約〇〇千円増） 上記1)は参考値であり、設計変更に係る金額については約款（第23条及び）第24条により別途行う変更契約協議に基づくものとする。 工期変更を伴う場合は第23条を記載		
上記について、承諾する。 受理する。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 契約担当者 監 督 員 受 注 者 現場代理人 静岡県〇〇農林事務所 〇〇 〇〇 ※承諾の場合は署名とする		

注 1 不要な文字は=で消すこと。

2 起案用は、監督員、請負者用の3部複写とする。

3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。